

平成 24 年 1 月 22 日

ドッグラン 利用登録方法

○登録場所 ①芝浦港南地区総合支所 協働推進課 土木係
登録受付（支所のみ事前登録を行います。）
3月15日（~~月~~）～（平日のみ）
受付時間 午前9：00～午後5：00

②港南緑水公園管理棟

③芝浦中央公園管理棟

登録受付

4月2日（月）～（年末年始を除く毎日）

受付時間 午前9：30～午後4：30

○登録内容 飼い主・・・住所、氏名、電話番号など
犬・・・名前、犬種（または特徴）、性別、畜犬登録（鑑札）No、
狂犬病予防注射済票Noなど

○登録に必要なもの 犬の鑑札、狂犬病注射済票

○仮登録制度について

当年度の注射済票がない場合は仮登録となります。

○登録証の色

H24. 3. 15～H25. 3. 1の受付

注射接種日	注射済票の色	登録証	有効期限
～H23. 3. 1	黄	なし	
H23. 3. 2～H24. 3. 1	赤	仮	H24. 6. 30
H24. 3. 2～H25. 3. 1	青	青	H25. 6. 30

H25. 3. 2～H26. 3. 1の受付

注射接種日	注射済票の色	登録証	有効期限
～H24. 3. 1	赤	なし	
H24. 3. 2～H25. 3. 1	青	仮	H25. 6. 30
H25. 3. 2～H26. 3. 1	黄	黄	H26. 6. 30

○その他 その場でドッグラン利用登録証を発行します。

3箇所のうち1箇所で登録すれば、2つのドッグランを利用できます。

「区立公園等におけるドッグラン設置の基本的考え方」について

平成 23 年 3 月に策定した「区立公園等におけるドッグラン設置の基本的考え方」では、新しくドッグランを設置検討する条件や、ドッグランの整備内容等が定められています。

管理運営にあたっては、ボランティアや専門知識を有する団体などの協力を得ること、ルールとマナーを徹底すること、利用登録制度を設けること、愛犬家に広く開放された施設として運営することが必要であることが記載されています。

『区立公園等におけるドッグラン設置の基本的考え方』本文は下記サイトでご覧いただけます。

港区ポータルサイト>[トップページ](#)>[みなと情報館](#)>[業務と窓口案内（区の組織）](#)>[街づくり支援部](#)>[土木課](#)>[新着情報](#)>区立公園等におけるドッグラン設置の基本的考え方の策定について

ドッグラン利用規約（区立公園等におけるドッグラン共通）

ここは、犬と飼い主のみなさんが、マナーを学びながら楽しく過ごす場所です。

下記のことを守って、ご利用ください。

- ① ドッグランを利用するためには、あらかじめ利用登録し、登録証の発行を受けてください。登録されていない犬はご利用できません。
- ② 利用時には登録証が見えるように携行してください。
- ③ ドッグラン内外で起きた犬のトラブルは、飼い主の自己責任とさせていただきます。港区は責任を負いません。
- ④ 混合ワクチンの予防接種を 1 年以内に受けていない犬、および病気の犬は利用できません。
- ⑤ 発情期のメス犬は利用できません。
- ⑥ 犬以外のペットの入場、犬を連れていない人の入場はできません。
- ⑦ 三歳以下の乳幼児は入場できません。
- ⑧ 中学生以下は、保護者の同伴が必要です。また、子供を連れて入場する時は、子供からも目を離さないでください。
- ⑨ 飼い主の飲食はできません。
- ⑩ 犬のおもちゃ、食べ物の持込みはできません。
- ⑪ フンは飼い主の責任において持ち帰り処分してください。
- ⑫ 営利目的の活動はできません。
- ⑬ 公園内のドッグラン以外の場所では、放し飼いをしないでください。
- ⑭ 飼い主は常に愛犬から目を離さず、いつでも速やかに対処できる十分な気配りをお願いします。

港南緑水公園ドッグラン 管理・運営方法

○利用方法 利用登録制

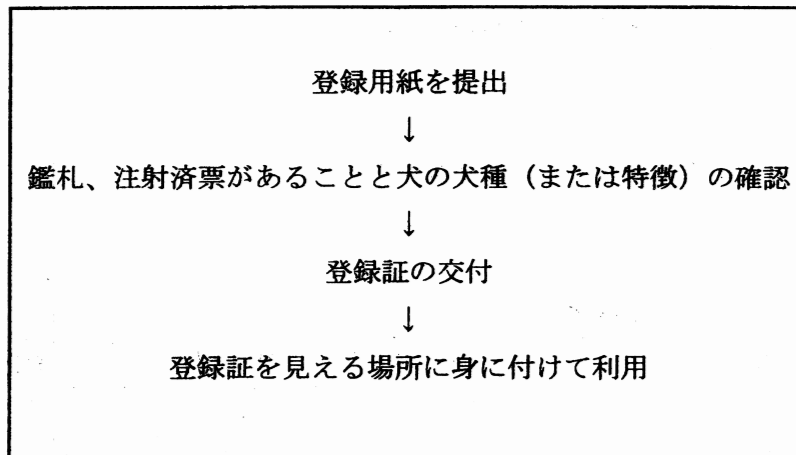
- 利用条件
- ①自治体に畜犬登録をしていること
 - ②狂犬病予防接種を 1 年以内に受けていること
(ただし、当年度の注射済票がない場合は仮登録となります。)
 - ③利用規約を遵守できること

○利用開始 4 月 2 日 (月)

○利用時間 午前 9 : 0 0 ~ 午後 5 : 0 0 (年末年始除く毎日)

○管理方法 除草、清掃、施設の維持管理
利用時間内は管理人が常駐

○登録から利用までの流れ



○ボランティアの募集

- ・除草 (区の標準以上)
- ・清掃 (区の標準以上)
- ・マナー啓発

} ボランティアの協力が必要

犬の登録・狂犬病予防注射について

生涯に 1 回の犬の登録と年 1 回の狂犬病予防注射は、狂犬病予防法で義務づけられています。

【犬の登録】 (狂犬病予防法第 4 条)

犬を飼い始めたら、区役所で登録してください。(手数料 3,000 円)
登録すると犬鑑札をお渡ししますので、首輪等につけてください。

【狂犬病予防注射】 (狂犬病予防法第 5 条 施行規則第 11 条)

毎年 1 回、犬に狂犬病予防注射を打ってください。その際に動物病院が発行した証明書を持参し、区役所で申請してください。(手数料 550 円)
申請すると注射済票をお渡ししますので、首輪等につけてください。
また、狂犬病予防注射は、4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に受けさせなければなりません。※一部例外もあります。

◎ 鑑札・注射済票を紛失した場合は、再交付を申請してください。(有料)

登録・注射済票交付の申請は、

お近くの総合支所区民課保健福祉係へお越しください。

芝地区	芝公園 1-5-25	3578-3161
麻布地区	六本木 5-16-45	5114-8822
赤坂地区	赤坂 4-18-13	5413-7276
高輪地区	高輪 1-16-25	5421-7085
芝浦港南地区	芝浦 3-1-47	6400-0022

上記内容のお問い合わせ先

みなと保健所生活衛生課生活衛生相談係

【2/3 (金) まで】 六本木 5-16-45 TEL: 5114-3004

【2/6 (月) から】 三田 1-4-10 TEL: 6400-0043